

申告相談はお早目に!

～確定申告の季節です～

2/16月～3/16月

平成26年1年間の所得金額を確定させる所得税および復興特別所得税の確定申告と町県民税の申告期間中、町では「申告書の書き方がわからない」「計算の仕方がわからない」などの疑問等にお答えする申告相談を下記のとおり行います。

また、平日は仕事などで相談に行けないという方のために休日相談も行いますので、ぜひご利用ください。



申告相談

日時 ● 2月16日(月)～3月16日(月) (土・日は除く)

午前9時～正午、午後1時～5時 (受け付けは午後4時まで)

会場 ● 役場2階 第4会議室 (提出のみの場合は、1階の税務課で受け付けします)

受付 ● 会場入口にある『受付簿』に名前を記入してお待ちください。順番に名前をお呼びします (お呼びしたとき不在の場合は、後回しとなります)。

相談人数は午前中30名程度、午後は40名程度が目安ですが、混雑の状況によっては途中で受付を終了することもありますので、あらかじめご了承ください。

休日相談 ● 2月22日(日)と3月1日(日) ※相談時間・会場は平日と同じです。

※電話による相談はできませんのでご注意ください。

※佐原税務署でも2月9日(月)から申告相談を行っています。詳しくは税務署までお問い合わせください。

所得税

◆確定申告が必要な人

- ① 農業や自営業をしていたり、アパートや土地を貸したりして収入を得ている人、土地や建物などを売った人で、合計所得金額から扶養控除や基礎控除などの所得控除額を差し引き、それに基づいて計算した税額から配当控除額を差し引き、なお残額がある人。
- ② 給与所得者で、平成26年中の収入金額が2,000万円を超える人。
- ③ 給与以外の所得が20万円を超える人。
- ④ 2力以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与収入と、それ以外の所得金額の合計が20万円を超える人。

◆確定申告すると所得税が戻る人

- 所得税の年税額と、すでに源泉徴収や予定納税で納めた税金の差額が、確定申告をすると戻ってくる人がいます。特に次の項目に該当する人は、注意してください。
- ① 源泉徴収された配当所得や講演料などの雑所得が少額で、その他の所得も多くない人。
 - ② 給与所得者で、医療費控除や雑損控除、寄付金控除を受けられる人。
 - ③ 給与所得者で、年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人。
 - ④ 予定納税した人で、確定申告する必要がなくなった人。

町県民税

◆申告する必要がある人

所得税の確定申告の必要がない人でも、平成26年中に何らかの収入があった人や、全く収入がない場合で家族の扶養になっていない人は、町県民税の申告をしてください。扶養になっているかどうかは、必ず源泉徴収票などで確認してください。

平成26年に町県民税の申告をした人や、平成26年中に転入して現在も多古町に住んでいる人、新たに23歳になった人には、町県民税の申告書を送付します。学生で親の扶養になっている人や、会社にお勤めで「給与支払報告書」が町に提出されている人でも送付されることがあります。その際は現況をお知らせください。

◆申告をしなくてもよい人

- ① 給与所得のみで、お勤め先から町へ「給与支払報告書」が提出されている人。
- ② 収入が全くなく、生計を同一とする方の扶養親族になっている人。

◆申告をしなさいと…

国民健康保険税の軽減対象になれなかったり、こども園等の保育料が決められなかったりするほか、所得証明が発行できないなどの所得に係わる行政サービスが受けられない場合があります。

(一社)香取青色申告会による税理士無料相談を行います

日時 ● 3月4日(水)・5日(木) 午前9時30分～午後3時30分

内容 ● 決算・確定申告・消費税の相談

ところ ● 多古町商工会館

お問合せ ● (一社)香取青色申告会 ☎0478-54-5041
多古町商工会 ☎76-2206

廃車・変更の届出は3月中にお願いします

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されますので、「廃棄処分してある」「亡くなった人の名義になっている」などの変更がある場合は、必ず3月中に変更の手続きを行ってください。

原動機付自転車、小型特殊自動車については役場税務課で手続きをしてください。

軽自動車(多古ナンバー以外)の手続きは役場ではできません。詳しくはお問い合わせください。

申告に必要なもの

所得の種類や申告の内容によって、必要となる書類が異なります。

- 印鑑(認め印)
- 還付または納税用の預貯金口座番号(本人名義のもの)
- 給与や年金の源泉徴収票原本(コピーは不可)
※会社から源泉徴収票がもらえない場合は、佐原税務署へご相談ください。
- 事業所得者は、諸帳簿、領収書など収入と経費が分かるもの
- 生命保険や地震保険の証明書、国民年金保険料控除証明書、医療費の領収書など控除の対象となる書類



注意点

- 医療費や事業経費などの金額は、必ず事前に計算しておいてください。
- 土地、建物、株式等の譲渡所得や山林所得がある人は、直接佐原税務署で申告してください(申告書の提出のみ、町でも受け付けます)。
- 台風等の自然災害により住宅や事務所などに被害を受けた方は、控除を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

お問合せ

多古町役場税務課課税係 ☎76-5402

佐原税務署 ☎0478-54-1331

e-Tax [イータックス] をご利用ください

確定申告書は、ご自宅のパソコンで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成することができます。また、「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」を取得されている方は、同コーナーから作成および送信をすることができます。

詳しい内容については、e-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

